

宮崎労働局発表  
平成30年12月25日(火)

**【照会先】**

職業安定部職業対策課

課長 田島 邦彦

課長補佐 紫藤 靖弘

障害者雇用担当官 平田 康広

電話 (0985)38-8824

## 平成30年6月1日現在の公的機関の障害者任免 通報書等の状況

宮崎労働局では、平成30年6月1日現在の地方公共団体の「障害者任免状況」並びに独立行政法人等の「障害者雇用状況」の集計結果を取りまとめたので、公表します。

今回の集計結果は、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）の規定に基づき、地方公共団体及び独立行政法人等に義務付けられている毎年6月1日現在の障害者の任免状況等を集計したものです。

なお、民間企業における障害者の雇用状況については、データ入力のための作業ツールの不具合により、平成31年3月末までに公表する予定です。

**【集計結果の主なポイント】****【公的機関（県及び市町村の機関）】法に基づく障害者雇用率 2.5%（2.3%）**

## ○ 県の機関

雇用障害者数 128.5人（126.5人）実雇用率 2.52%（2.49%）

## ○ 市町村の機関

雇用障害者数 264.5人（250.5人）実雇用率 2.46%（2.38%）

**【公的機関（都道府県教育委員会）】障害者雇用率 2.4%（2.2%）**

## ○ 県教育委員会

雇用障害者数 168.0人（169.0人）実雇用率 2.52%（2.53%）

**【独立行政法人等】障害者雇用率 2.5%（2.3%）**

雇用障害者数 48.0人（48.0人）実雇用率 2.09%（2.13%）

※（ ）は前年の数値

## 障害者任免状況通報等の集計結果（概要）

### 【公的機関における在職状況】

- 都道府県の機関（2.5%の法定雇用率が適用される機関）  
都道府県の機関に在職している障害者の数は128.5人で、前年の126.5人より2.0人（1.6%）増加しており、実雇用率は2.52%（前年度2.49%）となり、前年に比べ0.03ポイント上昇した。  
都道府県の機関は4機関中2機関で達成。  
〈未達成機関〉宮崎県警察本部、宮崎県病院局  
[別紙1-1（1）、別紙2（1）]
- 市町村の機関（2.5%の法定雇用率が適用される機関）  
市町村の機関に在職している障害者の数は264.5人で、前年の250.5人より14.0人（5.6%）増加しており、実雇用率は2.46%（前年2.38%）となり、前年に比べ0.08ポイント上昇した。  
市町村の機関は26機関のうち20機関が達成。  
〈未達成機関〉西都市、串間市、国富町、綾町、高鍋町、高原町  
（※西都市は平成30年10月10日付達成となる。別紙2備考欄参照）  
[別紙1-1（2）、別紙2（2）]
- 都道府県等教育委員会（2.4%の法定雇用率が適用される機関）  
在職している障害者の数は168.0人で、前年の169.0人より1.0人減少しており、実雇用率は2.52%（前年度2.53%）となり、前年に比べ0.01ポイント減少したが達成。  
なお、市町村の教育委員会については、報告義務に満たない職員数であったため集計の対象としていない。  
[別紙1-2、別紙2（3）]

### 【独立行政法人等における在職状況】

- 独立行政法人等（2.5%の法定雇用率が適用される機関）に雇用されている障害者の数は48.0人で、前年と同数であったが、実雇用率は2.09%（前年2.13%）となり、前年に比べ0.04ポイント低下した。  
独立行政法人等の機関は4機関のうち2機関が達成。  
〈未達成機関〉国立大学法人 宮崎大学、独立行政法人 航空大学校  
（航空大学校は平成30年11月1日付達成となる。別紙2備考欄参照）  
[別紙1-3、別紙2（4）]

## 未達成機関への対応

### 【公的機関】

- 公的機関については、労働者を雇用する立場においては、民間企業と同様であるが、民間企業に障害者雇用について協力を求める以上、民間企業に率先垂範して法定雇用率を達成すべき立場にある。  
未達成機関に対しては、31年1月1日を始期とする「障害者採用計画」の策定、提出と合わせ早期の解消を求めている。

### 【独立行政法人等】

- 独立行政法人等については、国及び地方公共団体に準じ、民間企業に率先垂範して法定雇用率を達成すべき立場にあり、各公共職業安定所長が達成指導を行う。

### 【達成指導とは】

- 未達成企業の事業主及び未達成公的機関の首長に対し、直接訪問により、現状確認を行うと共に障害者雇用事例等の提供や各障害者就労支援機関の各種支援策を説明し、障害者雇用への理解を求め、早期の未達成解消の指導を行うもの。  
特に雇用ゼロ企業（障害者を一人も雇用していない企業）については、法の趣旨、雇用義務及び社会的責任について改めて指導を行うとともに、障害特性についてのセミナー、事業所見学、職場実習等により理解を促すなど、重点指導を行う。

(注1) 雇用されている障害者の数については、身体障害者数、知的障害者数及び精神障害者数の計であり、短時間勤務職員以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については、法律上、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントしている。

また、短時間勤務職員である重度身体障害者及び重度知的障害者、短時間職員である精神障害者（平成27年6月2日以降に採用された者または平成27年6月2日より前に採用された者で、同日以後に精神障害者福祉手帳を取得した者）については1人を1カウントしている。さらに、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間勤務職員については、法律上、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントしている。

### 【参 考】

◎平成29年6月1日時点の国の機関等における障害者雇用状況について

本公表資料において、国の機関等について、平成30年6月1日時点の障害者雇用状況との比較対照のために掲載している平成29年6月1日時点の数値は、「都道府県の機関、市町村の機関、都道府県等の教育委員会及び独立行政法人等における平成29年6月1日現在の障害者の任免状況等の再点検結果について」（平成30年10月22日公表）を反映したものに基づいております。

## 障害者の雇用状況

## 1 地方公共団体における障害者の雇用状況(法定雇用率2.5%)

平成30年6月1日現在

	機関数	雇用状況							実雇用率 %	雇用率達成機関数 機関	雇用率達成機関割合 %
		職員数		障害者の数							
		機関	人	A 重度身体障害者及び重度知的障害者	B 重度身体障害者及び重度知的障害者である短時間労働者	C 重度以外の身体障害者、知的障害者及び精神障害者	D 重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者	E Dの精神短時間のうち〔注意〕6-3に該当する者			
(1) 都道府県の機関	4 (4)	5,100.5 (5,089.5)	35 (87)	5 (18)	50 (167)	7 (36)	0 -	128.5 [ 97] (377.0)	2.52 (2.49)	2 (3)	50.0 (75.0)
(2) 市町村の機関	26 (25)	10744.5 (10,512.5)	61 (87)	11 (18)	113 (167)	33 (36)	4 -	264.5 [ 218] (250.5)	(2.46) (2.38)	20 (21)	76.9 (84.0)

※〔 〕内は実人員。以下同じ。

## 2 都道府県教育委員会における障害者の雇用状況(法定雇用率2.4%)

都道府県教育委員会	1 (1)	6,657.0 (6,667.0)	53 (52)	0 (0)	62 (65)	0 (0)	0 -	168.0 [ 115] (169.0)	2.52 (2.53)	1 (1)	100.0 (100.0)
-----------	----------	----------------------	------------	----------	------------	----------	--------	----------------------------	----------------	----------	------------------

(注) 1 法定雇用率2.4%が適用される機関は、県の教育委員会であり、それ以外の機関は2.5%が適用される。

2 ( )内は、前年の数値である。なお、前年度1機関は算定基礎となる職員数が43.5人未満であったため、報告義務が発生していない。

## 3 独立行政法人における障害者の雇用状況(法定雇用率2.5%)

平成30年6月1日現在

	機関数	雇用状況							実雇用率 %	雇用率達成機関数 機関	雇用率達成機関割合 %
		職員数		障害者の数							
		機関	人	A 重度障害者数	B 重度身体障害者及び重度知的障害者である短時間労働者	C 重度以外の身体障害者、知的障害者及び精神障害者	D 重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者	E Dの精神短時間のうち〔注意〕6-3に該当する者			
独立行政法人等の機関	4 (4)	2,295.5 (2,252.0)	13 (14)	0 (0)	22 (20)	0 (0)	0 -	48.0 [ 35] (48.0)	2.09 (2.13)	2 (3)	50.0 (75.0)

## 県の機関および市町村機関、独立行政法人の平成30年6月1日現在における障害者の雇用状況

平成30年6月1日現在

## (1) 都道府県の機関(2.5%)

機関名	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ (%) 実雇用率	④ 不足数	備考
宮崎県知事部局	4,005.5	108.0	2.70%	0	
宮崎県企業局	83.5	4.0	4.79%	0	
宮崎県病院局	627.5	9.0	1.43%	6	
宮崎県警察本部	384.0	7.5	1.95%	1.5	

## (2) 市町村の機関(2.5%)

機関名	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ (%) 実雇用率	④ 不足数	備考
宮崎市	2,761.5	71.0	2.57%	0	特例認定あり(注4)
都城市	1,597.0	41.0	2.57%	0	特例認定あり(注4)
延岡市	1,051.0	26.0	2.47%	0	特例認定あり(注4)
日向市	595.0	15.5	2.61%	0	特例認定あり(注4)
西都市	378.5	6.5	1.72%	2.5	特例認定あり(注4) 30.10.10解消(注5)
日南市	683.0	21.0	3.07%	0	特例認定あり(注4)
串間市	407.0	8.0	1.97%	2	
小林市	454.0	12.0	2.64%	0	特例認定あり(注4)
えびの市	266.0	6.0	2.26%	0	
国富町	171.5	3.5	2.04%	0.5	特例認定あり(注4)
綾町	178.0	3.0	1.69%	1	
高千穂町	311.0	7.0	2.25%	0	
日之影町	111.0	3.0	2.70%	0	
五ヶ瀬町	104.0	2.0	1.92%	0	
門川町	152.0	3.0	1.97%	0	
美郷町	175.0	6.0	3.43%	0	
諸塚村	72.0	1.0	1.39%	0	
椎葉村	99.0	2.0	2.02%	0	
都農町	198.0	5.0	2.53%	0	
川南町	123.0	4.0	3.25%	0	
木城町	77.0	1.0	1.30%	0	
高鍋町	160.0	3.0	1.88%	1	特例認定あり(注4)
新富町	136.5	3.0	2.20%	0	
西米良村	72.0	2.0	2.78%	0	
三股町	199.5	7.0	3.51%	0	
高原町	212.0	2.0	0.94%	3	

## (3) 都道府県の機関(2.4%)

機関名	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ (%) 実雇用率	④ 不足数	備考
宮崎県教育委員会	6,657.0	168.0	2.52%	0	

## (4) 独立行政法人等(2.5%)

機関名	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ (%) 実雇用率	④ 不足数	備考
国立大学法人 宮崎大学	2,038.5	43.0	2.11%	7	
独立行政法人 航空大学校	129.0	2.0	1.55%	1	H30.11.1不足数解消(注5)
公立大学法人 宮崎公立大学	51.5	2.0	3.88%	0	
地方独立行政法人 西都児湯医療センター	76.5	1.0	1.31%	0	

注

1 ①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数(旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数)を除いた職員数である。

2 ②欄の「障害者数」とは、身体障害者数、知的障害者数及び精神障害者数の計であり、短時間勤務職員以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については、法律上、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントしている。

また、短時間勤務職員である重度身体障害者及び重度知的障害者、短時間職員である精神障害者(平成27年6月2日以降に採用された者または平成27年6月2日より前に採用された者で、同日以後に精神障害者福祉手帳を取得した者)については1人を1カウントしている。さらに、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間勤務職員については、法律上、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントしている。

3 ④欄の「不足数」とは、①欄の職員数に法定雇用率を乗じて得た数(1未満の端数切り捨て)から②欄の障害者の数を減じて得た数であり、これが0.0となることをもって法定雇用率達成となる。したがって、実雇用率が法定雇用率を下回っていても、不足数が0になることがあり、この場合、法定雇用率達成となる。

4 特例認定とは、地方公共団体の機関(A)及び当該A機関と人的関係が緊密である等の機関(B)の申請に基づき、厚生労働大臣の認定を受けた場合に、当該B機関に勤務する職員を当該A機関に勤務する職員とみなすものである。

5 西都市については、10月10日付、航空大学校については11月1日付で不足数を解消し、雇用率達成となった。

6 市町村の機関のうち教育委員会については、職員数が40人未満であるため、報告対象外。